

ETF 及び ETN 等の呼値の単位の適正化に係る運用等の取扱いについて

1. 売買単位が 1 口の ETF 及び ETN 等に適用する呼値の単位の運用の取扱いについて

(1) 呼値の単位の決定方法

現在、当取引所では、ETF 及び ETN 等に対して、TOPIX100 構成銘柄以外の銘柄に適用される呼値の単位（以下、その他呼値テーブル）を適用していますが、今後は、投資家が取引時に支払う執行コストを低減し、利便性を向上させるために、原則としてすべての銘柄に TOPIX100 構成銘柄に適用される呼値の単位（以下、TOPIX100 呼値テーブル）を適用します。

ただし、TOPIX100 呼値テーブルは、価格帯によっては円位未満の値段を含んでいることから、売買単位当たりの価格が円位未満の端数を含む価格となることを避けるため、売買単位が1口のETF 及び ETN 等については、終値等¹が 5,000 円以下となった場合、原則として²、その 2 営業日後の日からその他呼値テーブルを適用します。その後、終値等が 7,000 円以上となった場合は、その 2 営業日後の日から TOPIX100 呼値テーブルを適用します³。

(2) 呼値の単位を変更する場合の通知方法

呼値の単位を変更する銘柄が発生した場合は、原則として、当該銘柄の終値等が 5,000 円以下となった日又は 7,000 円以上となった日（変更を適用する 2 営業日前の日）の 16 時を目途に、Target 及び JPX ウェブサイト（マーケットニュース）で公表します。

また、取引参加者における問合せ参照機能および相場報道システム利用者の銘柄情報については、TOPIX100 構成銘柄の入替え時の配信方法と同様に、前営業日における翌日情報および適用日の当日情報として変更後の情報が取得可能となります。

(3) 制限値幅の下限拡大の取扱い

重複上場外国銘柄を除く ETF 及び ETN 等については、ストップ高（安）で大引けを迎えた場合、翌営業日から制限値幅の上限（下限）を 4 倍に拡大することとしています。しかし、売買単位が 1 口の ETF 及び ETN 等で、TOPIX100 構成銘柄に適用される呼値の単位を適用している銘柄については、値幅の下限を拡大した場合、売買単位当たりの価格が円位未満の端数を含む価格となる可能性があることから、売買単位が 1 口の ETF 及び ETN 等については、TOPIX100 構成銘柄の呼値の単位が適用されている場合、原則として、値幅の下限拡大の対象外とします⁴。

¹ 原則として最終約定値段（ただし、特別気配引け等の場合は当該気配値段）を用いることとし、いずれもない場合は、当日の基準値段を採用します。分割・併合等が行われる際は、当該分割・併合等の権利落ち日の 2 営業日前における終値等をもとに算出した、当該権利落ち日の基準値段が 5,000 円以下となる場合はその他呼値テーブルを、7,000 円以上となる場合は TOPIX100 呼値テーブルを適用します。

² 重複上場外国銘柄に該当する ETF 及び ETN 等は、本国相場の状況に応じて基準値段が設定される場合があるため、売買単位が 1 口の銘柄については、本国相場に基づいて算出された基準値段を基に判断することがあり、この場合、翌営業日から呼値の単位を変更する場合があります。詳細は下記リンクの「基準値段」を参照ください。
<https://www.jpx.co.jp/equities/products/foreign/trading/index.html>

³ この運用のイメージについては、後掲「参考：呼値の単位の変更運用の例」を御参照ください。

⁴ ただし、ストップ安が連続する可能性等が生じ、円滑な価格形成を行う観点から当取引所が必要と認める場合は、翌営業日から基準値段の変更や呼値の単位の変更を行います。変更を行う場合は、Target 及びウェブサイト

2. 新規上場銘柄の取扱いについて

新規上場銘柄についても、原則として、TOPIX100 呼値テーブルを適用します。ただし、上場される銘柄のうち売買単位が1口の銘柄については、新規上場日の2営業日前までに、適用するテーブルを決定し、Target 及び JPX ウェブサイト(マーケットニュース)で公表します。

3. 制度見直し時の移行について

本見直しは 2021 年 11 月 29 日より適用することとしておりますが、同日に適用される呼値の単位については、11 月 25 日に Target 及び JPX ウェブサイト(マーケットニュース)にて公表します。

以 上

において御通知します。

参考：呼値テーブルの変更運用の例

< 売買単位が1口のETF及びETN等に、その他呼値テーブルを適用する具体例 >

取引日	T日	T+1日	T+2日
採用する呼値 テーブル	TOPIX100	TOPIX100	<u>その他</u>
当日基準値段	5,500円	5,000円	4,000円
当日終値	<u>5,000円</u>	4,000円	3,300円

※T日に価格が5,000円以下となった一方、T+1日に5,000円を上回った場合でも、2営業後の日から、その他呼値テーブルを適用します。

取引日	T日	T+1日	T+2日
採用する呼値 テーブル	TOPIX100	TOPIX100	<u>その他</u>
当日基準値段	5,500円	5,000円	5,500円
当日終値	<u>5,000円</u>	5,500円	6,000円

< その後、TOPIX100呼値テーブルに戻す具体例 >

取引日	T日	T+1日	T+2日
採用する呼値 テーブル	その他	その他	<u>TOPIX100</u>
当日基準値段	6,500円	7,000円	7,500円
当日終値	<u>7,000円</u>	7,500円	7,800円

※T日に価格が7,000円以上となった一方、T+1日に7,000円を下回った場合でも、2営業後の日から、TOPIX100呼値テーブルを適用します。

取引日	T日	T+1日	T+2日
採用する呼値 テーブル	その他	その他	<u>TOPIX100</u>
当日基準値段	6,500円	7,000円	6,500円
当日終値	<u>7,000円</u>	6,500円	6,000円

<本国相場採用銘柄で売買単位が1口の ETF 及び ETN 等に、その他呼値テーブルを適用する
具体例>

※当日終値による判定に加え、本国相場を参照して算出した翌日基準値段が5,000円以下とな
った場合も、2営業日目からその他テーブルを適用します。

取引日	T 日	T+1 日	T+2 日
採用する呼値 テーブル	TOPIX100	TOPIX100	<u>その他</u>
当日基準値段	5,500 円	5,000 円	4,000 円
当日終値	5,100 円	4,100 円	3,400 円
翌日基準値段	<u>5,000 円</u>	4,000 円	3,300 円

※本国相場を参照して算出した翌日基準値段が3,700円を下回った場合は、例外として翌営業
日から、採用する呼値の単位を「その他」に変更します。

取引日	T 日	T+1 日	T+2 日
採用する呼値 テーブル	TOPIX100	<u>その他</u>	/
当日基準値段	4,500 円	3,650 円	
当日終値	3,800 円	3,500 円	
翌日基準値段	<u>3,650 円</u>	3,550 円	

<重複上場外国銘柄で売買単位が1口の ETF 及び ETN 等に、その他呼値テーブルを適用する
具体例>

※当日立会開始前に参照した本国相場の値に基準値段を変更する場合、変更後の値段が
5,000円以下となる場合、例外として翌営業日から、採用する呼値の単位を「その他」に変更
します。

取引日	T-1 日	T 日	T+1 日
採用する呼値 テーブル	TOPIX100	TOPIX100	<u>その他</u>
当日基準値段	5,500 円	5,300 円→ <u>4,200 円</u> ※当日朝に変更	3,500 円
当日終値	5,300 円	3,500 円	2,800 円
翌日基準値段	5,300 円	3,500 円	2,800 円

以 上